

平成 20 年 3 月 24 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2008

課題番号：19730035

研究課題名 (和文) 国際裁判における既判力原則の研究

研究課題名 (英文) Res Judicata Principle in International Courts and Tribunals

研究代表者

玉田 大 (TAMADA DAI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：60362563

研究成果の概要：

国際裁判判決の最も重要な法的効力である「既判力」の意義を明らかにした。特に、判決の終結性を確保する点で紛争の最終的解決を齎す一方で、手続的正義を極端に推し進める機能を有する点で問題点があることを指摘した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,000,000	0	1,000,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	180,000	1,780,000

研究分野：国際公法

科研費の分科・細目：法学 3403 国際法学

キーワード：A、国際裁判、既判力、紛争解決、判決効、訴訟目的

## 1. 研究開始当初の背景

本研究に至るまでに、国際裁判の判決効について研究してきた。特に、判決に対する不服申立手続の分析を行ってきた（判決解釈手続、判決再審手続、判決の無効確認手続）。この研究を通じて、いずれの場合にも問題となるのが、判決の法的効果である既判力であった。そこで、各種手続を包括的に分析するための概念構築として、既判力原則に注目した。また、国際裁判の判例分析を中心とした

従来の研究手法に対しては、理論的研究の必要性を感じていたため、国内の民事訴訟法学の蓄積と法哲学（正義論）を踏まえた理論構築を目指した。特に、既判力原則に関しては、国内の民事訴訟法の蓄積が大きく、判例も理論も十分に発達しているため、これを参照した。

さらに、近年は国際司法裁判所においても判断矛盾という厄介な現象が生じており（国際裁判間の判断矛盾だけでなく、国際司法裁判所の判決の間においても矛盾が生じてい

る)、この点を解明するためにも、既判力原則の射程を特定することが優先的に必要とされていた。そのため、既判力原則の研究に関しては、理論上の必要性和実践上の必要性がともに高かったといえることができる。

## 2. 研究の目的

国際裁判判決の既判力は拘束力と終結性の複合的効果として説明されてきたが、その具体的な適用基準や判決効の射程に関しては、従来の議論は深まっていなかった。そこで、国際判例を(仲裁判例に)遡ることにより、判例上で形成されてきた既判力原則の内容を明らかにすることを目的とした。

他方で、国内訴訟法では理論的研究が進んでいるため、これを取り入れるために、民事訴訟法理論の分析を同時に進めた。

また、近年は国際裁判においても既判力原則を駆使した司法推論が多用されるようになってきたため、最新の判例をも説明し得る理論的分析を行うことを目的とした。

## 3. 研究の方法

原則的に実証主義的手法に則り、判例分析を中心に行ったが、根本的な問題として、法実証主義自体が抱える問題(合法主義)が既判力原則の根源に控えていることに思い至り、修正自然法理論を参考にした法理論的アプローチを試みた。特に、手続的正義論の分析手法に関しては、国内の民事訴訟法学の蓄積を参考にしつつ、法哲学分野の研究も参照した。他方で、国際裁判の判例分析に関しては、従来の推論研究を基本としつつ、当事国の口頭陳述内容を詳細に分析することによって訴訟の背景も含めた全体的な把握に努めた。

## 4. 研究成果

国際法学会 2007 年度春季大会において「国際裁判における既判力原則」と題する報告を行い、学会誌(国際法外交雑誌)にてその内容を公表した。同時に、国際判例の分析を行い、実証的な研究の裏づけとした。さらに、国際投資法分野においては、損害賠償類型論を検討し、違法行為類型に関する類型化を試みた。

近年、国際司法裁判所の推論には特殊性が顕著になっており、特に既判力原則を中心とした言説が多く見られるようになった。この点を明らかにするために、ジェノサイド防止

義務に関して学会報告(フランス国際法研究ネットワーク)を行った。

以上の点について、具体的には、本研究では既判力原則が裁判正義論の中でも中核的な位置づけを有することを明らかにした。すなわち、裁判は「正しいから解決である」ではなく、「解決されたから正しい」という論理構造を内包するものとして機能している。この点は、従来の判例中心的な国際裁判論からは出てこない結論であり、国際裁判研究上も大きな成果であると考えている。また、海外の国際裁判研究では、実証研究(判例分析)と理論研究(推論分析)が乖離してしまっているが、この点を折衷して両者を同時に分析する視点を提供している点で、本研究には高い意義があると考えられる。

なお、今後の裁判研究との関係では、推論研究の前提になるとともに、裁判正義論の中でも骨格となる位置づけを有する。さらに、国際裁判における判決効を総括するための研究においても中心的な位置づけを有する。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

- ① 玉田大, 「ジェノサイド条約適用事件(先決的抗弁判決 2008 年 11 月 18 日)」, 岡山大学法学会雑誌, 58 巻 4 号, 550-529 頁, 2009 年, 査読無
- ② 玉田大, 「アマドゥ・サディオ・ディアロ事件(先決的抗弁判決 2007 年 5 月 24 日)」, 岡山大学法学会雑誌, 58 巻 3 号, 2009 年, 407-426 頁, 査読無
- ③ 玉田大, 「投資協定仲裁における補償賠償判断の類型—収用事例と非収用事例の再類型化の試み—」, RIETI Discussion Paper Series 08-J-013, 2008 年, 1-40 頁, 査読有  
[<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j013.pdf>]
- ④ 玉田大, 「紹介 Kaiyan Homi Kaikobad, *Interpretation and Revision of International Boundary Decisions* (Cambridge University Press, 2007, xxvi + 364 pp.)」, 岡山大学法学会雑誌, 57 巻 3 号, 2008 年, 626-634 頁, 査読無
- ⑤ 玉田大, 「国際裁判における既判力原則」, 国際法外交雑誌, 106 巻 4 号, 2008 年, 456-479 頁, 査読有

- ⑥ 玉田大, 「ウルグアイ河のパルプ工場事件 (仮保全措置命令 2007年1月23日)」, 岡山大学法学会, 雑誌 57 卷 1 号, 2007 年 180-190 頁, 査読無
- ⑦ 玉田大, 「紹介 Edward McWhinney and Mariko Kawano, *Judge Shigeru Oda and the Path to Judicial Wisdom: Opinions (Declarations, Separate Opinions, Dissenting Opinions), on the International Court of Justice, 1993-2003* (Martinus Nijhoff, Leiden / Boston, 2006, xiii + 609 pp.)」, 国際法外交雑誌, 106 卷 2 号, 2007 年, 207-213 頁, 査読有

[学会発表] (計 2 件)

- ① 玉田大, 「国際裁判における既判力原則」, 国際法学会 2007 年度春季大会, 2007 年 5 月 12 日, 筑波大学
- ② 玉田大, « L' obligation de prévenir le génocide : équivaut-elle à la responsabilité de protéger ? », la 5<sup>ème</sup> édition du Colloque annuel du Réseau francophone de droit international, 2008 年 5 月 2 日, ハマメット (チュニジア)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

玉田 大 (TAMADA DAI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号 : 60362563